南伊勢町高齢者補聴器購入費用助成事業実施要綱

（趣旨）

第1条　この告示は、聴力機能の低下により友人や家族等とコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、高齢者のコミュニケーションを確保するとともに、聴力低下による閉じこもりを防ぎ、もって高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、予算の範囲内において南伊勢町高齢者補聴器購入費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、南伊勢町補助金等交付規則（平成17年南伊勢町規則第57号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（補聴器の定義）

第2条　この告示において「補聴器」とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第23条の2の23第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器」（平成17年3月25日付厚生労働省告示第112号）の別表第3番号361に定める医療機器をいう。

（助成の対象者）

第3条　助成を受けることができる者は、南伊勢町内に住所を有し、かつ、現に居住している満65歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

　(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号)に基づく補装具費支給制度による補聴器の交付を受けられない者であること。

(2)　耳鼻咽喉科を標榜する医師（以下「医師」という。）により、聴力低下のため日常生活に支障があり、補聴器の必要性を認める旨の意見書等を得ることができること。

(3)　助成金の交付申請時において、本人及びその世帯に属する世帯員が町税等を滞納していないこと。

2　前項の規定にかかわらず、この告示により既に助成を受けたことがある者は対象としない。

（助成の対象）

第4条　町長は、医療機器認定を取得した補聴器の購入に要する費用の一部を予算の範囲内において助成するものとする。

2　助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、装用効果の高い左右いずれかの耳に装着する補聴器本体1台分及び付属品の購入費用とし、医師の意見書等を得るための診察料、検査料等の費用、助成の申請に係る費用等は対象としない。

（助成の額）

第5条　助成する額は、前条第2項の助成対象費用の額とし、3万円を上限とする。ただし、購入額が3万円に満たない場合は、購入実額とし、助成の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（助成の申請）

第6条　助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補聴器を購入する前に、南伊勢町高齢者補聴器購入費用助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（医師意見書の交付等）

第7条　町長は、前条の申請があったときは、第3条第1項第1号及び第3号並びに第2項に規定する要件について審査し、要件を満たす場合は南伊勢町高齢者補聴器購入費用助成事業医師意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）の用紙を当該申請者に交付し、要件を満たさない場合は南伊勢町高齢者補聴器購入費用助成不交付決定通知書（様式第4号。以下「不交付決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

2　申請者は、前項の規定により意見書の用紙の交付を受けたときは、医療機関を受診の上、町長に意見書を提出しなければならない。

（助成の決定）

第8条　町長は、申請書及び意見書の提出があったときは、第3条に規定する要件について審査の上、助成の可否を決定する。

2　町長は、前項の規定により助成の決定をしたときは、南伊勢町高齢者補聴器購入費用助成決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3　町長は、助成が適当でないと認めたときは、助成金の不交付を決定し、不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（補聴器の購入及び助成金の請求等）

第9条　前条第2項の規定により助成の決定を受けた者は、助成の対象となる補聴器を購入し、事業者へ支払いを終えた後、南伊勢町高齢者補聴器購入費用助成金請求書（様式第5号）に補聴器購入に係る領収書を添えて町長に請求するものとする。

2　町長は、前項の請求があったときは、当該請求に係る書類を審査の上、助成金額を決定し、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成決定の取消し等）

第10条　町長は、偽りその他不正の手段により、費用を助成する旨の決定を受け、又は費用の助成を受けた者があるときは、当該助成の決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。